

# 介護老人保健施設 大宮ナーシング・ピア

## 施設サービス並びに（介護予防）短期入所療養介護

### 運営規程

#### （運営規程設置の主旨）

第1条 社会福祉法人欣彰会が開設する介護老人保健施設 大宮ナーシング・ピア（以下「当施設」という）が実施する施設サービス並びに短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

#### （施設の目的）

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

#### （短期入所療養介護事業の目的）

第3条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

#### （運営の理念と方針）

第4条 当施設では、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、家族や地域の人々・関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援する。

短期入所療養介護においては利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設は包括的ケアサービス施設として、利用者の意思を尊重し、利用者に応じた目標と支援計画（ケアプラン）を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションをチームで提供する。
- 3 当施設では体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進など生活機能向上をめざし、個々人に合わせた集中的な維持期リハビリテーションを実施する。
- 4 個々の疾病・状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努める。
- 5 自立した在宅生活が継続できるよう、入所や短期入所サービスを提供し、家族の介護負担の軽減に努める。
- 6 当施設は高齢者ケアの総合相談機能をめざし、関係機関との連携強化をはかり、地域に根差した、信頼される施設として、サービスの向上に努める。
- 7 利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 8 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第5条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 施設名         | 介護老人保健施設 大宮ナーシング・ピア          |
| (2) 開設年月日       | 平成元年2月1日                     |
| (3) 所在地         | 337-0024 埼玉県さいたま市見沼区片柳1550番地 |
| (4) 電話番号        | 048-686-1890 (代)             |
| FAX番号           | 048-688-8578                 |
| (5) 管理者・施設長(医師) | 望月 弘                         |
| (6) 介護保険指定番号    | 介護老人保健施設(1150380014号)        |

(従業者の職種、員数)

第6条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 管理者(医師)           | 1人      |
| (2) 医師                | 1人以上    |
| (3) 薬剤師               | 0. 2人以上 |
| (4) 看護職員              | 5人以上    |
| (5) 介護職員              | 13人以上   |
| (6) 支援相談員             | 1人以上    |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1人以上    |
| (8) 栄養士又は管理栄養士        | 1人以上    |
| (9) 介護支援専門員           | 1人以上    |
| (10) 事務職員             | 2人以上    |

(従業者の職務内容)

第7条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス並びに短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス並びに短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携を図る。
- (7) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員は、総務・人事及び経理事務に従事する。

(入所定員)

第8条 当施設の入所定員は、52人とする。

- 2 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申し込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第9条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画並びに短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

(1) 施設サービス計画の立案

入所療養介護では、どのようなサービスを提供すれば身体機能が回復して家庭に帰って頂ける状態になるかという「施設サービス計画」に基づいて提供する。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されるが、その際ご利用者・ご家族の希望を十分に採り入れ、又計画の内容については同意を頂くこととする。

(2) 短期入所療養介護計画の策定

短期入所療養介護では、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めるための計画を策定する。

(3) 食事

普通食の他、疾病、嚥下の状態等に配慮した食事を提供する。食事は原則として食堂での提供となるが、利用者の申し出により食事の開始時間と場所を変更することができることとする。

朝食 7時30分～ 8時30分

昼食 11時30分～12時30分

夕食 17時30分～18時30分

(4) 入浴

一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応する。利用者は、週に2回利用可能となるが、利用者の身体の状態に応じて清拭での対応を行う。

(5) 医療・医学的管理

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としているが、医師・看護職員が常勤しているため、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行う。日常の医学的管理は、かかりつけ医と連携して施設医師が担当する。

(6) 看護・介護・生活サービス

看護師、介護福祉士等の介護職員が施設サービス計画に基づいて、チームでケアサービスを行う。当施設入所中は明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営する。

(7) リハビリテーション

機能訓練は、医師・理学療法士・作業療法士・言語療法士その他の職種の者が協働により、個々人のリハビリテーション計画書を作成し、個別または集団(小グループ)訓練として実施する。リハビリテーション室(機能訓練室)にて行うが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものとして実施する。

(8) レクリエーション

週間、月間計画により多彩に実施する。生活を活性化させるリハビリテーションの一環として、クラブ活動と共に実施する。

(9) 相談援助サービス

退所時の支援も含めて相談援助を行う。

(10) 栄養管理

管理栄養士が、個々の利用者の心身の状態等を踏まえて、栄養ケア・マネジメント等により栄養状態の管理を行う。

(11) 理美容サービス

希望により、毎月1回理美容師により実施する。理美容代 1回 2,000円

(12) 行政手続代行

(13) 送迎サービス

短期入所療養介護にあたり、入所及び退所の際、自宅までの送迎を行う。

通常の送迎実施区域は、さいたま市のうち見沼区、大宮区、緑区、浦和区、岩槻区とする。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、健康管理費、その他の費用等の利用料を、別に定める利用料金(別紙1)により支払を受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」においては、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料(別紙2)に記載する。

(記録)

第11条 当施設は、利用者の介護保健サービスの提供に関する記録(診療録を含む)を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管する。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じる。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じる。

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しな

いような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第15条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 介護保険被保険者証及び負担割合証の確認  
利用の申込みに当たり、利用希望者の介護保険証及び負担割合証の確認を行う。利用者の要介護認定の有効期間満了日から引続いて要介護者と認定された場合、要介護認定の要介護度が変更になった場合には、改めて介護保険被保険者証の確認を行う。
- (2) 食事  
施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。栄養状態改善の管理の観点から、利用者の心身の状態により食事内容変更の対応を行う。  
食べ物の持ち込みは施設が認める特別な場合を除き、感染症予防、食中毒の防止、療養上の方針で原則禁止とする。
- (3) 面会  
当施設での面会は地域や施設内の感染状況に合わせてその機会を提供する。予約制での対面またはオンラインでの面会を基本とするが、看取り期や急を要する場合の面会は事前に相談のうえで行う。
- (4) 外出・外泊  
外出・外泊をする際は、利用者もしくは扶養者が所定の届書に必要事項を記入して事前に提出を求め、地域や施設内の感染状況及び緊急度に合わせて外出・外泊の判断を行う。
- (5) 飲酒・喫煙  
飲酒は原則禁止とする。喫煙は健康増進法により施設内は全館禁煙とする。
- (6) 火気の取扱い  
施設が許可し、管理下で取り扱う他は禁止とする。
- (7) 所持品・備品等の持ち込み  
全ての私物持ち込み品には利用者もしくは扶養者に記銘を求める。
- (8) 刃物（ハサミ、ペーパーナイフ等）の持ち込み  
刃物等の持ち込みは、原則として禁止とする。
- (9) 携帯電話  
携帯電話の持ち込みは可能とするが、適切な使用が困難と判断した場合は使用を中止してもらうこととする。
- (10) 電話の使用  
電話は、必要に応じて職員が取り次ぎを行う。
- (11) 洗濯  
私物の洗濯はご家族で行うか、洗濯の委託を希望される場合には利用者または扶養者が別途個別に洗濯業者との契約とする。
- (12) 金銭・貴重品の管理  
施設内では金銭を使用しないため、施設での金銭及び貴重品の管理は行わない。
- (13) ペットの持ち込み  
施設内ではペットの持ち込みを禁止する。
- (14) 外出・外泊時等の施設外での受診  
外出・外泊時等での施設外での医療機関受診については、介護保険法により施設医師の診療情報提供書（紹介状）によって受診することとなるため、事前に相談をいただく。
- (15) ボランティア・実習生の受け入れ  
当施設は、地域に開けた施設としてボランティア・実習生・施設見学者等の受け入れを行う。
- (16) 禁止事項

当施設では多くの方に安心して療養生活を送っていただくため、他利用者への迷惑行為を禁止する。また、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、大宮共立病院事務部事務長を充てる。
- (2) 火元責任者には、大宮ナーシング・ピア事務長を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は（6）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
  - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第18条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
  - 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
  - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

- 第19条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
  - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと。
  - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第20条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第21条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人欣彰会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第22条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診する。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第23条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
  - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第24条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報を適切に取り扱う。また正当な理由なく第三者に漏らすことを禁止する。

ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととする。

- ① サービス提供等に伴う事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター等）との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。

（その他運営に関する重要事項）

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人欣彰会の役員会において定めるものとする。

#### 付 則

- 1 この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 2 この運営規定は、平成19年6月1日より一部改正する。
- 3 この運営規定は、平成25年4月1日より全面改正する。
- 4 この運営規定は、平成26年4月1日より一部改正する。
- 5 この運営規定は、平成27年8月1日より一部改正する。
- 6 この運営規定は、平成29年4月1日より一部改正する。
- 7 この運営規定は、平成30年4月1日より一部改正する。
- 8 この運営規定は、令和3年4月1日より一部改正する。
- 9 この運営規定は、令和4年1月1日より一部改正する。
- 10 この運営規定は、令和4年10月1日より一部改正する。
- 11 この運営規定は、令和5年4月1日より一部改正する。
- 12 この運営規定は、令和6年4月1日より一部改正する。



<別紙1>

## 【 施設利用料 】

### ① 食費（1日あたりの料金）

食 事	料 金
朝 食	410円
昼 食	660円
夕 食	710円
合 計	1,780円

①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、<別紙2>（利用者負担額説明書）をご覧ください。

### ② 居住費（1日あたりの料金）

お 部 屋	料 金
4人床室	500円

### ③ その他の料金（個別的な選択による介護サービスに要する料金です）

サ ー ビ ス 項 目	料 金	備 考
日用消耗品費（石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、歯ブラシ、おしぼり等）	250円	1日につき
教養娯楽費（クラブ活動や行事、レクリエーション等で使用する習字用具、折り紙、園芸、生け花等の材料や遊具等）	290円	1日につき
特別な室料（2人床室）	1,080円	1日につき
電気代（テレビ・ラジカセ・パソコン他）	15円	1日につき
掛布団クリーニング代	990円	1回につき
枕クリーニング代	660円	1回につき
診療材料費（バルーン交換等）	実費	1回につき
文書料（診断書、診療情報提供書、情報提供パス等）	実費	1回につき
特別な食事	実費	
当施設が提供する標準オムツ以外	実費	
インフルエンザ・肺炎球菌等ワクチン接種費	※実費	1回につき

※ ワクチン接種費は課税状況やワクチンの種類等により料金が変わります。ご相談ください。

## 施設サービス【介護保険1割負担額】

＜令和6年4月1日 介護報酬改定＞

### (1) 介護保険施設サービス費（介護保険適用による自己負担額）

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です）

要 介 護 度	負 担 額
要介護 1	847円
要介護 2	901円
要介護 3	970円
要介護 4	1,027円
要介護 5	1,081円

- ・入所月に安全対策体制料として22円かかります。
- ・外泊をされた場合、外泊初日と最終日を除き、1月に6日を限度として上記負担額に代えて1日につき387円となります。

### (2) サービス加算料金（介護保険適用による自己負担額）

#### ① 入所期間中、日々算定されるサービス料金（1日あたりの料金）

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
サービス提供体制強化料	20円	
夜勤職員配置料	26円	
初期加算料	32円又は64円	入所日より30日間に限る
在宅復帰・在宅療養支援機能料	55円	在宅復帰率・ベッド回転率等による

#### ② 入所期間中、月1回算定されるサービス料金（1月あたりの料金）

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
自立支援推進料	321円	
科学的介護推進体制料	64円	
協力医療機関連携加算料	107円	※R7年度から54円
高齢者施設等感染対策向上料	6円又は11円	
生産性向上推進体制料	11円又は107円	※体制整備次第算定

#### ③ サービスをご利用いただいた場合に算定されるサービス料金

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
短期集中リハビリテーション実施料	214円又は276円	1回につき（3月を限度）
認知症短期集中リハビリテーション実施料	129円又は257円	1回につき（週3日まで）
リハビリテーションマネジメント計画書提出料	36円	1月につき

緊急時治療管理料	554円	1日につき(月3日まで)
所定疾患施設療養料	513円	1日につき(月10日まで)
療養食費	7円	1食につき
経口移行料	30円	1日につき
経口維持料(摂食機能障害)	428円	1月につき
入所前後訪問指導料	481円	1回につき
試行的退所時指導料	428円	1回につき
退所時情報提供料	267円又は534円	1回につき
退所時栄養情報連携料	75円	1回につき
再入所時栄養連携料	214円	1回につき
入退所前連携料	641円	1回につき
訪問看護指示料	321円	1回につき
かかりつけ医連携薬剤調整料	75円又は150円	1回につき
地域連携診療計画情報提供料	321円	1回につき
排せつ支援料	11円～107円	1月につき(支援状況による)
褥瘡マネジメント料	4円～14円	1月につき(支援状況による)
若年性認知症入所者受入れ料	129円	1日につき
新興感染症等施設療養料	257円	1日につき(5日を限度)
看取り料(死亡日以前31～45日)	77円	1日につき
看取り料(死亡日以前4～30日)	171円	1日につき
看取り料(死亡日前日及び前々日)	972円	1日につき
看取り料(死亡日)	2,030円	1日につき
認知症チームケア推進料	129円	1月につき
認知症行動・心理症状緊急対応料	214円	1日につき(7日を限度)

- ・介護職員処遇改善料として、上記負担額に加え、ご利用された当該月の総単位数の3.9%、また、特定処遇改善料として総単位数の2.1%を加算単位数として算定いたします。加えて、介護職員等ベースアップ等支援加算として、総単位数の0.8%を加算単位数として算定いたします(令和6年5月31日まで)。令和6年6月1日以降は介護職員等処遇改善料として総単位数の7.5%を加算単位数として算定いたします。
- ・「介護保険負担額」につきましては、保険単位をもとに小数点以下を切り上げて算定していますので、請求金額と多少の差が生じる場合がありますので、ご了承のほどお願いいたします。

## 施設サービス【介護保険2割負担額】

＜令和6年4月1日 介護報酬改定＞

### (1) 介護保険施設サービス費（介護保険適用による自己負担額）

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です）

要 介 護 度	負 担 額
要介護 1	1, 6 9 4 円
要介護 2	1, 8 0 1 円
要介護 3	1, 9 4 0 円
要介護 4	2, 0 5 3 円
要介護 5	2, 1 6 2 円

- ・入所月に安全対策体制料として43円かかります。
- ・外泊をされた場合、外泊初日と最終日を除き、1月に6日を限度として上記負担額に代えて1日につき774円となります。

### (2) サービス加算料金（介護保険適用による自己負担額）

#### ① 入所期間中、日々算定されるサービス料金（1日あたりの料金）

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
サービス提供体制強化料	39円	
夜勤職員配置料	52円	
初期加算料	64円又は129円	入所日より30日間に限る
在宅復帰・在宅療養支援機能料	109円	在宅復帰率・ベッド回転率等による

#### ② 入所期間中、月1回算定されるサービス料金（1月あたりの料金）

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
自立支援推進料	641円	
科学的介護推進体制料	129円	
協力医療機関連携加算料	214円	※R7年度から107円
高齢者施設等感染対策向上料	11円又は22円	
生産性向上推進体制料	22円又は214円	※体制整備次第算定

#### ③ サービスをご利用いただいた場合に算定されるサービス料金

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
短期集中リハビリテーション実施料	428円又は551円	1回につき（3月を限度）
認知症短期集中リハビリテーション実施料	257円又は513円	1回につき（週3日まで）
リハビリテーションマネジメント計画書提出料	71円	1月につき

緊急時治療管理料	1, 107円	1日につき(月3日まで)
所定疾患施設療養料	1, 026円	1日につき(月10日まで)
療養食費	13円	1食につき
経口移行料	60円	1日につき
経口維持料(摂食機能障害)	855円	1月につき
入所前後訪問指導料	962円	1回につき
試行的退所時指導料	855円	1回につき
退所時情報提供料	534円又は1, 068円	1回につき
退所時栄養情報連携料	150円	1回につき
再入所時栄養連携料	428円	1回につき
入退所前連携料	1, 282円	1回につき
訪問看護指示料	641円	1回につき
かかりつけ医連携薬剤調整料	150円又は299円	1回につき
地域連携診療計画情報提供料	641円	1回につき
排せつ支援料	22円～214円	1月につき(支援状況による)
褥瘡マネジメント料	7円～28円	1月につき(支援状況による)
若年性認知症入所者受入れ加算	257円	1日につき
新興感染症等施設療養料	513円	1日につき(5日を限度)
看取り料(死亡日以前31～45日)	154円	1日につき
看取り料(死亡日以前4～30日)	342円	1日につき
看取り料(死亡日前日及び前々日)	1, 944円	1日につき
看取り料(死亡日)	4, 059円	1日につき
認知症チームケア推進料	257円	1月につき
認知症行動・心理症状緊急対応料	428円	1日につき(7日を限度)

- ・介護職員処遇改善料として、上記負担額に加え、ご利用された当該月の総単位数の3.9%、また、特定処遇改善料として総単位数の2.1%を加算単位数として算定いたします。加えて、介護職員等ベースアップ等支援加算として、総単位数の0.8%を加算単位数として算定いたします(令和6年5月31日まで)。令和6年6月1日以降は介護職員等処遇改善料として総単位数の7.5%を加算単位数として算定いたします。
- ・「介護保険負担額」につきましては、保険単位をもとに小数点以下を切り上げて算定していますので、請求金額と多少の差が生じる場合がありますので、ご了承のほどお願いいたします。

## 施設サービス【介護保険3割負担額】

＜令和6年4月1日 介護報酬改定＞

### (1) 介護保険施設サービス費（介護保険適用による自己負担額）

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です）

要 介 護 度	負 担 額
要介護 1	2, 5 4 1円
要介護 2	2, 7 0 1円
要介護 3	2, 9 1 0円
要介護 4	3, 0 7 9円
要介護 5	3, 2 4 3円

- ・入所月に安全対策体制料として64円かかります。
- ・外泊をされた場合、外泊初日と最終日を除き、1月に6日を限度として上記負担額に代えて1日につき1, 160円となります。

### (2) サービス加算料金（介護保険適用による自己負担額）

#### ① 入所期間中、日々算定されるサービス料金（1日あたりの料金）

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
サービス提供体制強化料	58円	
夜勤職員配置料	77円	
初期加算料	97円又は193円	入所日より30日間に限る
在宅復帰・在宅療養支援機能料	164円	在宅復帰率・ベッド回転率等による

#### ② 入所期間中、月1回算定されるサービス料金（1月あたりの料金）

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
自立支援推進料	962円	
科学的介護推進体制料	193円	
協力医療機関連携加算料	321円	※R7年度から161円
高齢者施設等感染対策向上料 I	16円又は32円	
生産性向上推進体制料	32円又は321円	※体制整備次第算定

#### ③ サービスをご利用いただいた場合に算定されるサービス料金

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
短期集中リハビリテーション実施料	641円又は827円	1回につき（3月を限度）
認知症短期集中リハビリテーション実施料	385円又は769円	1回につき（週3日まで）
リハビリテーションマネジメント計画書提出料	106円	1月につき

緊急時治療管理料	1,660円	1日につき(月3日まで)
所定疾患施設療養料	1,538円	1日につき(月10日まで)
療養食費	20円	1食につき
経口移行料	90円	1日につき
経口維持料(摂食機能障害)	1,282円	1月につき
入所前後訪問指導料	1,442円	1回につき
試行的退所時指導料	1,282円	1回につき
退所時情報提供料	801円又は1,602円	1回につき
退所時栄養情報連携料	225円	1回につき
再入所時栄養連携料	641円	1回につき
入退所前連携料	1,923円	1回につき
訪問看護指示料	962円	1回につき
かかりつけ医連携薬剤調整料	225円又は449円	1回につき
地域連携診療計画情報提供料	962円	1回につき
排せつ支援料	32円～321円	1月につき(支援状況による)
褥瘡マネジメント料	10円～42円	1月につき(支援状況による)
若年性認知症入所者受入れ加算	385円	1日につき
新興感染症等施設療養料	769円	1日につき(5日を限度)
看取り料(死亡日以前31～45日)	231円	1日につき
看取り料(死亡日以前4～30日)	513円	1日につき
看取り料(死亡日前日及び前々日)	2,916円	1日につき
看取り料(死亡日)	6,088円	1日につき
認知症チームケア推進料	385円	1月につき
認知症行動・心理症状緊急対応料	641円	1日につき(7日を限度)

- ・介護職員処遇改善料として、上記負担額に加え、ご利用された当該月の総単位数の3.9%、また、特定処遇改善料として総単位数の2.1%を加算単位数として算定いたします。加えて、介護職員等ベースアップ等支援加算として、総単位数の0.8%を加算単位数として算定いたします(令和6年5月31日まで)。令和6年6月1日以降は介護職員等処遇改善料として総単位数の7.5%を加算単位数として算定いたします。
- ・「介護保険負担額」につきましては、保険単位をもとに小数点以下を切り上げて算定していますので、請求金額と多少の差が生じる場合がありますので、ご了承のほどお願いいたします。

## 短期入所療養介護【介護保険1割負担額】

＜令和6年4月1日 介護報酬改定＞

(1) 介護保険施設サービス費（介護保険適用による自己負担額）

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です）

要 介 護 度	負 担 額
要介護 1	887円
要介護 2	940円
要介護 3	1,009円
要介護 4	1,065円
要介護 5	1,124円

(2) サービス加算料金（介護保険適用による自己負担額）

① 入所期間中、日々又は月毎に算定されるサービス料金（1日あたりの料金）

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
サービス提供体制強化料	20円	
夜勤職員配置料	26円	
在宅復帰・在宅療養支援機能料	55円	在宅復帰率・ベッド回転率等による
生産性向上推進体制料	11円又は107円	1月につき（体制整備次第算定）

② サービスをご利用いただいた場合に算定されるサービス料金

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
個別リハビリテーション実施料	257円	1回につき
緊急時治療管理料	554円	1回につき（週3日まで）
療養食費	9円	1食につき
送迎サービス料	197円	片道につき
認知症行動・心理症状緊急対応料	214円	1日につき（月7日まで）
若年性認知症利用者受入料	129円	1日につき
重度療養管理料	129円	1日につき
緊急短期入所受入料	97円	1日につき（月14日まで）
総合医学管理料	294円	1日につき（月7日まで）

- ・介護職員処遇改善料として、上記負担額に加え、ご利用された当該月の総単位数の3.9%、また、特定処遇改善料として総単位数の2.1%を加算単位数として算定いたします。加えて、介護職員等ベースアップ等支援加算として、総単位数の0.8%を加算単位数として算定いたします（令和6年5月31日まで）。令和6年6月1日以降は介護職員等処遇改善料として総単位数の7.5%を加算単位数として算定いたします。
- ・「介護保険負担額」につきましては、保険単位をもとに小数点以下を切り上げて算定していますので、請求金額と多少の差が生じる場合がありますので、ご了承のほどお願いいたします。



## 短期入所療養介護【介護保険2割負担額】

＜令和6年4月1日 介護報酬改定＞

(1) 介護保険施設サービス費（介護保険適用による自己負担額）

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です）

要 介 護 度	負 担 額
要介護 1	1, 7 7 3円
要介護 2	1, 8 8 0円
要介護 3	2, 0 1 7円
要介護 4	2, 1 3 0円
要介護 5	2, 2 4 7円

(2) サービス加算料金（介護保険適用による自己負担額）

① 入所期間中、日々又は月毎に算定されるサービス料金（1日あたりの料金）

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
サービス提供体制強化料	3 9円	
夜勤職員配置料	5 2円	
在宅復帰・在宅療養支援機能料	1 0 9円	在宅復帰率・ベッド回転率等による
生産性向上推進体制料	2 2円又は2 1 4円	1月につき（体制整備次第算定）

② サービスをご利用いただいた場合に算定されるサービス料金

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
個別リハビリテーション実施料	5 1 3円	1回につき
緊急時治療管理料	1, 1 0 7円	1回につき（週3日まで）
療養食費	1 7円	1食につき
送迎サービス料	3 9 3円	片道につき
認知症行動・心理症状緊急対応料	4 2 8円	1日につき（月7日まで）
若年性認知症利用者受入料	2 5 7円	1日につき
重度療養管理料	2 5 7円	1日につき
緊急短期入所受入料	1 9 3円	1日につき（月14日まで）
総合医学管理料	5 8 8円	1日につき（月7日まで）

- ・介護職員処遇改善料として、上記負担額に加え、ご利用された当該月の総単位数の3.9%、また、特定処遇改善料として総単位数の2.1%を加算単位数として算定いたします。加えて、介護職員等ベースアップ等支援加算として、総単位数の0.8%を加算単位数として算定いたします（令和6年5月31日まで）。令和6年6月1日以降は介護職員等処遇改善料として総単位数の7.5%を加算単位数として算定いたします。
- ・「介護保険負担額」につきましては、保険単位をもとに小数点以下を切り上げて算定していますので、請求金額と多少の差が生じる場合がありますので、ご了承のほどお願いいたします。

## 短期入所療養介護【介護保険3割負担額】

＜令和6年4月1日 介護報酬改定＞

(1) 介護保険施設サービス費（介護保険適用による自己負担額）

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です）

要 介 護 度	負 担 額
要介護 1	2, 6 6 0円
要介護 2	2, 8 2 0円
要介護 3	3, 0 2 5円
要介護 4	3, 1 9 5円
要介護 5	3, 3 7 1円

(2) サービス加算料金（介護保険適用による自己負担額）

① 入所期間中、日々又は月毎に算定されるサービス料金（1日あたりの料金）

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
サービス提供体制強化料	5 8円	
夜勤職員配置料	7 7円	
在宅復帰・在宅療養支援機能料	1 6 4円	在宅復帰率・ベッド回転率等による
生産性向上推進体制料	3 2円又は3 2 1円	1月につき（体制整備次第算定）

② サービスをご利用いただいた場合に算定されるサービス料金

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
個別リハビリテーション実施料	7 6 9円	1回につき
緊急時治療管理料	1, 6 6 0円	1回につき（週3日まで）
療養食費	2 6円	1食につき
送迎サービス料	5 9 0円	片道につき
認知症行動・心理症状緊急対応料	6 4 1円	1日につき（月7日まで）
若年性認知症利用者受入料	3 8 5円	1日につき
重度療養管理料	3 8 5円	1日につき
緊急短期入所受入料	2 8 9円	1日につき（月14日まで）
総合医学管理料	8 8 2円	1日につき（月7日まで）

- ・介護職員処遇改善料として、上記負担額に加え、ご利用された当該月の総単位数の3.9%、また、特定処遇改善料として総単位数の2.1%を加算単位数として算定いたします。加えて、介護職員等ベースアップ等支援加算として、総単位数の0.8%を加算単位数として算定いたします（令和6年5月31日まで）。令和6年6月1日以降は介護職員等処遇改善料として総単位数の7.5%を加算単位数として算定いたします。
- ・「介護保険負担額」につきましては、保険単位をもとに小数点以下を切り上げて算定していますので、請求金額と多少の差が生じる場合がありますので、ご了承のほどお願いいたします。

## 介護予防短期入所療養介護【介護保険1割負担額】

＜令和6年4月1日 介護報酬改定＞

(1) 介護保険施設サービス費（介護保険適用による自己負担額）

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です）

要 介 護 度	負 担 額
要支援 1	6 5 5 円
要支援 2	8 2 7 円

(2) サービス加算料金（介護保険適用による自己負担額）

① 入所期間中、日々又は月毎に算定されるサービス料金（1日あたりの料金）

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
サービス提供体制強化料	2 0 円	
夜勤職員配置料	2 6 円	
在宅復帰・在宅療養支援機能料	5 5 円	在宅復帰率・ベッド回転率等による
生産性向上推進体制料	1 1 円又は1 0 7 円	1月につき（体制整備次第算定）

② サービスをご利用いただいた場合に算定されるサービス料金

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
個別リハビリテーション実施料	2 5 7 円	1回につき
緊急時治療管理料	5 5 4 円	1回につき（週3日まで）
療養食費	9 円	1食につき
送迎サービス料	1 9 7 円	片道につき
認知症行動・心理症状緊急対応料	2 1 4 円	1日につき（月7日まで）
若年性認知症利用者受入料	1 2 9 円	1日につき
総合医学管理料	2 9 4 円	1日につき（月7日まで）

- ・介護職員処遇改善料として、上記負担額に加え、ご利用された当該月の総単位数の3.9%、また、特定処遇改善料として総単位数の2.1%を加算単位数として算定いたします。加えて、介護職員等ベースアップ等支援加算として、総単位数の0.8%を加算単位数として算定いたします（令和6年5月31日まで）。令和6年6月1日以降は介護職員等処遇改善料として総単位数の7.5%を加算単位数として算定いたします。
- ・「介護保険負担額」につきましては、保険単位をもとに小数点以下を切り上げて算定していますので、請求金額と多少の差が生じる場合がありますので、ご了承のほどお願いいたします。

## 介護予防短期入所療養介護【介護保険2割負担額】

＜令和6年4月1日 介護報酬改定＞

(1) 介護保険施設サービス費（介護保険適用による自己負担額）

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です）

要 介 護 度	負 担 額
要支援 1	1, 3 1 0 円
要支援 2	1, 6 5 4 円

(2) サービス加算料金（介護保険適用による自己負担額）

① 入所期間中、日々又は月毎に算定されるサービス料金（1日あたりの料金）

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
サービス提供体制強化料	3 9 円	
夜勤職員配置料	5 2 円	
在宅復帰・在宅療養支援機能料	1 0 9 円	在宅復帰率・ベッド回転率等による
生産性向上推進体制料	2 2 円又は2 1 4 円	1月につき（体制整備次第算定）

② サービスをご利用いただいた場合に算定されるサービス料金

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
個別リハビリテーション実施料	5 1 3 円	1回につき
緊急時治療管理料	1, 1 0 7 円	1回につき（週3日まで）
療養食費	1 7 円	1食につき
送迎サービス料	3 9 3 円	片道につき
認知症行動・心理症状緊急対応料	4 2 8 円	1日につき（月7日まで）
若年性認知症利用者受入料	2 5 7 円	1日につき
総合医学管理料	5 8 8 円	1日につき（月7日まで）

- ・介護職員処遇改善料として、上記負担額に加え、ご利用された当該月の総単位数の3.9%、また、特定処遇改善料として総単位数の2.1%を加算単位数として算定いたします。加えて、介護職員等ベースアップ等支援加算として、総単位数の0.8%を加算単位数として算定いたします（令和6年5月31日まで）。令和6年6月1日以降は介護職員等処遇改善料として総単位数の7.5%を加算単位数として算定いたします。
- ・「介護保険負担額」につきましては、保険単位をもとに小数点以下を切り上げて算定していますので、請求金額と多少の差が生じる場合がありますので、ご了承のほどお願いいたします。

## 介護予防短期入所療養介護【介護保険3割負担額】

＜令和6年4月1日 介護報酬改定＞

(1) 介護保険施設サービス費（介護保険適用による自己負担額）

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です）

要 介 護 度	負 担 額
要支援 1	1, 9 6 4円
要支援 2	2, 4 8 0円

(2) サービス加算料金（介護保険適用による自己負担額）

① 入所期間中、日々又は月毎に算定されるサービス料金（1日あたりの料金）

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
サービス提供体制強化料	5 8円	
夜勤職員配置料	7 7円	
在宅復帰・在宅療養支援機能料	1 6 4円	在宅復帰率・ベッド回転率等による
生産性向上推進体制料	3 2円又は3 2 1円	1月につき（体制整備次第算定）

② サービスをご利用いただいた場合に算定されるサービス料金

サ ー ビ ス 項 目	負 担 額	備 考
個別リハビリテーション実施料	7 6 9円	1回につき
緊急時治療管理料	1, 6 6 0円	1回につき（週3日まで）
療養食費	2 6円	1食につき
送迎サービス料	5 9 0円	片道につき
認知症行動・心理症状緊急対応料	6 4 1円	1日につき（月7日まで）
若年性認知症利用者受入料	3 8 5円	1日につき
総合医学管理料	8 8 2円	1日につき（月7日まで）

- ・介護職員処遇改善料として、上記負担額に加え、ご利用された当該月の総単位数の3.9%、また、特定処遇改善料として総単位数の2.1%を加算単位数として算定いたします。加えて、介護職員等ベースアップ等支援加算として、総単位数の0.8%を加算単位数として算定いたします（令和6年5月31日まで）。令和6年6月1日以降は介護職員等処遇改善料として総単位数の7.5%を加算単位数として算定いたします。
- ・「介護保険負担額」につきましては、保険単位をもとに小数点以下を切り上げて算定していますので、請求金額と多少の差が生じる場合がありますので、ご了承のほどお願いいたします。

<別紙 2 >

「国が定める食費と居住費の負担額軽減制度について」

○介護保険の施設サービスを利用する際の食費と居住費は、利用者の自己負担となりますが、利用者の負担を軽減するため、収入や資産などに応じて、負担限度額の認定を受けることができます。

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市区町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理の方）が、ご本人の住所地の市区町村に申請し、市区町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発効後、過払い分が「償還払い」される場合があります。）

○軽減の対象となる方

① 世帯全員が市民税非課税

② 配偶者（いわゆる事実婚も含む）が市民税非課税

※ 別世帯である場合や世帯分離をしている場合でも、配偶者が市民税課税の場合は対象外

③ 次の資産基準にあてはまる方

利用者段階	利用者負担段階の要件	本人のみ	本人及び配偶者
第1段階	生活保護を受給している方か、老齢福祉年金を受給している方	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①	前年の合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②	前年の合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	500万円以下	1,500万円以下

※ 「資産」に含まれる具体的なものは、申請を行う市区町村にご確認ください。

○負担額一覧表（1日あたりの利用料）

利用者負担段階	食費の負担限度額	居住費の負担限度額
第1段階	300円	0円
第2段階	390円	370円
第3段階①	650円	370円
第3段階②	1,360円	370円
第4段階	負担限度額なし	